

消防団安全管理マニュアル



平成29年8月22日制定

北秋田市

目 次

	頁
第 1 項 総則	・ ・ ・ 3
1 はじめに	
2 安全確保 10 則	
第 2 項 平常時	・ ・ ・ 4
1 安全管理の事前対策	
2 貸与品及び資機材管理	
第 3 項 消防団員の権限等	・ ・ ・ 5
第 4 項 指揮系統と任務内容	・ ・ ・ 5
1 火災出場時	
2 水防出場時	
3 震災出場時	
4 捜索出場時	
5 その他の災害出場時	
第 5 項 火災出場と活動時の安全管理	・ ・ ・ 7
第 6 項 水防活動時の安全管理	・ ・ ・ 9
第 7 項 震災時の安全管理	・ ・ 10
第 8 項 捜索時の安全管理	・ ・ 11
第 9 項 資機材活用時における安全管理	・ ・ 12
第 10 項 安全管理の徹底	・ ・ 12

第1項 総則

1 はじめに

消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより、平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果し、これまでも地域密着性や即時対応力そして大きな要員動員力を有して様々な災害から市民を守ってきた。しかし近年は建築物の構造の変化や異常気象に伴う自然災害による甚大な被害が多く発生するなど危険性や状況変化が著しく、高度な戦術が要求されるようになってきた。これに伴って危険要素が数多く存在する災害現場ではより適確な安全確保が必要になる。

そこでこれらの災害現場で消防団員が安全、迅速かつ効率的に活動し事故の絶無を期するために本マニュアルを策定するものである。

本マニュアルにおいて明確化した安全対策が災害現場で確保されるよう願うものであるが、なにより団員一人ひとりが常に安全に対する配慮と確認を意識しながら任務を遂行してほしい。

2 安全確保10則

- 1) 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。
- 2) 災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。
- 3) 部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的行動を慎み積極的に指揮者の掌握下に入れ。
- 4) 危険に関する情報は、現場の全隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知したものは、直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。
- 5) 興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境においても冷静さを失うな。
- 6) 機械及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘引する。各種資器材の機能、性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。
- 7) 安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。
- 8) 安全確保の第一歩は、防火着装に始まる。安全な着装に常に心がけよ。
- 9) 安全確保の前提は、強靱な気力、体力にある。平素から激動に耐え得る気力と体調を持続せよ。
- 10) 事件事例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動の指

針として活かさせ。

第2項 平常時

1 安全管理の事前対策

(消防の任務)

消防組織法第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

任務遂行にあたり以下の事前対策に努める。

- 1) 災害現場活動を的確に遂行するため、日頃から厳正な規律及び健康の保持、気力、体力の練成に努める。
- 2) 装備機材を安全に使用するため、使用方法に習熟しておく。
- 3) 災害現場での安全行動を確保するため、警防調査を積極的に行い警防活動の実態を把握し、その周知徹底を図る。
- 4) 団員幹部は、現場活動時においては、気象、地理、消防力及び情報を基にして、大局的な判断と勇敢な部隊指示が行えるように努める。
- 5) 災害現場活動における危険を回避するため、訓練をとおして日ごろから安全教育を行う。
- 6) 災害現場活動を有効かつ安全に行うため、常に協働の精神を培う必要がある。
- 7) 火災時は防火衣を着用する。それ以外はヘルメット、活動服を原則とする。
- 8) こまめな水分摂取に努める。

2 貸与品及び資機材管理

災害発生時の迅速な消防活動のためには、車両や資機材の維持管理に努める。

- 1) 機械器具の適正管理や点検を定期的を実施するとともに訓練も随時行う。
- 2) 春、秋年二回の資機材点検以外にも定期的な点検を行い、維持管理に努める。不足や不備が生じた場合は速やかに消防本部へ報告する。
- 3) 車両やポンプは消防活動の安全運行に欠かせないものである。毎月1回以上は作動試験や運行試験を実施し有事の際に迅速に対応できるように努め

る。なお異常を発見した場合は速やかに消防本部へ報告する。

第3項 消防団員の権限等

消防団員には任務遂行にあたり、必要な権限が与えられている。十分に理解して有効に活用する。

【 情 報 提 供 】 消防法第25条	消防対象物の関係者に建物構造や、逃げ遅れの有無など消防活動に必要な情報を求めることができる。
【 優 先 通 行 権 】 消防法第26条	消防車両が災害現場に出動する際は、他の車両等に優先して通行することができる。
【 緊 急 通 行 権 】 消防法第27条	火災現場に到着するために緊急に必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空地などを通行することができる。
【消防警戒区域の設定】 消防法第28条	消防活動、火災調査等を十分に行うため一定のもの以外の立入等を禁止または制限することができる。
【 緊 急 措 置 権 】 消防法第29条	消防活動に必要があるときは消防対象物やその土地を使用、処分使用の制限ができる。 緊急の必要があるときは、火災現場付近のものに消防活動の協力を依頼し従事させることができる。
【 守 秘 義 務 】 地方公務員法・条例	職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

注：緊急事態といえども優先通行権や緊急通行権は絶対的なものではない。

第4項 指揮系統と任務内容

(消防団) 消防組織法第18条第3項 消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

1 火災出場時

消防本部からの指令により消防団出場区分により出場する。出場時の指揮系統や任務内容を以下のとおりとする。

階級	任務内容
団長 副団長	消防本部指揮隊と協働し運営を行う。 消防本部指揮隊と連絡調整を行い、活動方針を決定する。 消防団を統括し、総括的な指揮・監督をする。
分団長	正副団長を補佐する。 分団を統括し分団員を指揮監督する。 指揮隊と連絡調整を行い、分団員に周知させる。 団員の安全管理について指示する。
部長 班長	部・班を統括し班員を指揮する。 団員の安全管理について指示する。
団員	上司の命を受け、その任務に従事する。

2 水防出場時

出場時の指揮系統や任務内容を以下のとおりとする。指示ある場合は消防本部の指揮の下活動するものとし、活動内容を逐一消防本部へ報告する。

階級	任務内容
団長 副団長	消防本部と協働し運営を行う。 消防本部と連絡調整を行い、活動方針を決定する。 消防団を統括し、総括的な指揮・監督をする。 現地本部を設置しない場合の指揮本部は消防本部又は各分署とする。
分団長	正副団長を補佐する。 分団を統括し分団員を指揮監督する。 消防本部と連絡調整を行い、分団員に周知させる。 団員の安全管理について指示する。 被害及び活動状況を消防本部へ報告する。
部長 班長	部・班を統括し班員を指揮する。 団員の安全管理について指示する。
団員	上司の命を受け、その任務に従事する。

3 震災出場時

水防出場時に準じてこれを行う。

4 捜索出場時

火災出場時に準じてこれを行う。

5 その他の災害出場時

上記以外の出場時は火災出場時に準じてこれを行う。

第5項 火災出場と活動時の安全管理

1 緊急車運転10則

- 1) 交差点では信号、標識の有無に係わらず一時停止し安全を確認して進行せよ。
- 2) 曲がり角、横断歩道、狭隘路では徐行せよ。
- 3) 交差点、曲がり角、横断歩道、狭隘路では追い越し追い抜きをするな。
- 4) 降雨、降雪時は高速運転、急制動をさけよ。
- 5) 右側通行は努めてさけよ。
- 6) 警光灯、前照灯を点灯しサイレンを連続吹鳴せよ。
- 7) サイレンに頼ってはならない。サイレンは相手に聞こえないと思え。
- 8) 車両長は安全進行の責任者であることを忘れるな。
- 9) 安全に停車し、車両長の合図を待って降車せよ。
- 10) 後退は同乗者の降車誘導によって行え。

2 出場から現場到着まで

- 1) 消防車で出場する場合は、団員2名以上とし隊長は安全管理に努める。
- 2) 道路交通法規を遵守する。
- 3) 原則として服装は支給貸与品を着用するものとする。
- 4) 個々に災害現場に向かう場合は、一般車両と同様に交通ルールを厳守する。
- 5) 自家用車での現場付近の駐車は、消防車両等の進入や活動に障害にならないようにする。
- 6) 私服で安全な装備をしていない場合は、無理な活動は行わず後方支援にあたるなど上席者の指示に従い活動する。

3 現場到着時

- 1) 水利部署や通行の妨げになる道路に停車する場合は、車両のハザードを点灯し、駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。
- 2) 火災現場では、二次災害を防ぐため風上などの危険の少ない場所に停車する。
- 3) 団員は指揮者の合図があるまで下車しない。
- 4) 後続車や歩行者の有無を確認してからドアを開放する。
- 5) 車両を移動する場合は、必ず周囲を確認し誘導員を配置して行う。

- 6) 吸管操作は2名以上で行う。ねじれをとりながら安全な場所へ吸管を伸長してから水利へ投入する。
- 7) 可搬ポンプは平らな場所に設定し、必要ならロープで固定する。
- 8) 機関員は、「放水始め」の伝令を確認してから送水する。無線が混信している場合は無線を使用せず必ず伝令で行う。
- 9) ホース延長時は、伸長方向を確認し歩行者や障害物に注意する。
- 10) 夜間、マンホールや自然水利に部署した場合は、安全確認ができるよう水利に照明をつけ二次防止を図る。水利付近に歩行者がある場合は団員を配置する。

4 現場活動時

- 1) 原則として2名以上で筒先を担当する。余裕ホースを十分にとり移動や危険時に退避が速やかに行えるようにする。
- 2) 放水中に筒先は絶対に離さない。
- 3) 石造、レンガ造は倒壊の危険があるのでむやみに進入や接近しない。
- 4) 火に煽（あお）られたモルタル外壁は非常に脆くなり、剥離や落下を起こす危険性が非常に高い。
- 5) 鋼鉄製の部材が使われている火災建物においては、熱により鉄製部材の変形が起こり、これにより家屋が崩壊するという危険が発生する。
- 6) 屋根に積雪がある場合は、延焼建物以外の屋根からの落雪にも注意する。
- 7) トタン板の剥離作業は、釘が残っており踏み抜きには注意する。
- 8) 消火活動は、筒先統制が行われているので、常備消防や指揮隊の指示に従う。
- 9) 梯子を登降する場合は、梯子を確保するか先端をロープなどで固定する。
- 10) 放水した水が凍結し、滑りやすくなる。
- 11) 電気配線やソーラーパネルは感電の危険があるので注水や接触を避ける。

5 林野火災時

- 1) 延焼速度が速いため風下側への筒先配備に心がける。
- 2) 飛び火による火点の拡散を警戒しながら複数人で行動すること。
- 3) 自然水利の有効活用と中継態勢を構築するために複数の小型動力ポンプの出場に努める。
- 4) 燃料の確保に努める。
- 5) 小型動力ポンプは安定した地面に配備する。不安定な場合はロープなどで固定し機関員はその場を離れない。
- 6) 現地本部の指示命令に従うこと。

- 7) 上席団員は出場隊ごとに人数を把握し全体の出場団員の掌握に努める。

第6項 水防活動時の安全管理

(市町村の水防責任)

水防法第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

1 災害の種類と予兆現象

- 1) 崖崩れ～雨水や雪解け水などの地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちること。

(予兆現象)

- (ア) 崖から小石がパラパラと落ちてくる。
- (イ) 崖に割れ目ができる。
- (ウ) 崖からの湧き水がにごっている。

- 2) 土石流～山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されたものをいう。

(予兆現象)

- (ア) 山鳴りがする。
- (イ) 川の流れが急に濁ったり、土砂が混じり始める。
- (ウ) 雨が降り続けているのに、川の水かさが減り始める。

- 3) 地すべり～山腹など比較的なだらかな斜面で発生し、弱い地質と降雨、地震などの影響によって、滑りやすい地層を鏡に地面がそっくり滑りだす。

(予兆現象)

- (ア) 地面にひび割れができる。
- (イ) 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりする。
- (ウ) 池や沼の水かさが急に変わる。
- (エ) 井戸の水が濁る。

- 4) 洪水～大雨や雪融けなどによって河川流量が普段より増水したり、氾濫すること。

- 5) 浸水～洪水による氾濫によって住宅や田畑、道路が水に浸る。

6) 湛水～浸水後、長期にわたって水が引かないこと。

2 出場基準

- 1) 市又は消防本部より出場の要請を受けたとき。
- 2) 市又は消防本部より河川巡視、警戒等の要請を受けたとき。
- 3) 市又は消防本部より避難誘導、広報活動の要請を受けたとき。

3 水防活動

- 1) 住宅への浸水のおそれがある場合は、積み土嚢により浸水を防ぐ。
- 2) 河川等を中心に水位、堤防の亀裂、漏水などの巡視警戒を行う。
- 3) 市又は消防本部の指示により、広報活動と危険と判断した区域の居住者、滞在者、その他のものの避難誘導を実施する。
- 4) 車両の通行危険や土砂災害が予測される場合は警戒区域を設定し、立入規制を行う。

4 安全管理

- 1) 河川等を巡視する場合は、必ず救命胴衣を着用する。
- 2) 河川に接近した活動が必要な場合は、命綱等により落下や転落防止の措置を行うこと。
- 3) 消防車両で巡視する場合は、赤色灯を点灯し警鐘を鳴らす。いかなる場合でも単独行動は絶対にしないこと。
- 4) 危険箇所での監視員の配置や夜間は照明を積極的に活用すること。
- 5) 洗掘箇所や漏水などの危険箇所は、速やかに消防本部に通報するとともに対応について指示を受けること。
- 6) 土砂災害の予兆現象が見られる場合は、市民の避難、自隊の退避及び車両の移動を至急行うこと。

第7項 震災時の安全管理

大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生す
るおそれがある。消防団員は自己及び家族の安全を最優先とする。安全が確認さ
れるなど活動可能な場合は参集出場するとともに、火災事案、人命救助事案を優
先して対応する。

1 出場基準

- 1) 自己及び家族の安全が確認されてから、消防器具置場に自主参集し消防本部へ通報する。
- 2) 市又は消防本部より火災出場要請を受けたとき。
- 3) 市又は消防本部より避難誘導、人命救助の要請を受けたとき。

2 震災活動

- 1) 市又は消防本部と協力し被害状況や活動状況に努める。
- 2) 火災対応時は、現場までの被害経路を確認する。又水利確保は自然水利や防火水槽を活用する。
- 3) 福祉施設や学校を管轄する地域は、優先して救助、避難誘導にあたる。
- 4) 人命に関わる事案を最優先とし必ず複数名で対応する。
- 5) その他市又は消防本部の活動要請による。

3 安全管理

- 1) 余震対策として建造物の崩落、倒壊、落下には十分注意し、むやみな接近や進入を控える。必要な場合は注意喚起を周知させる。
- 2) 道路状況が悪化している場合があるので走行速度を落とし急な道路状況に対応できるようにする。
- 3) ガス管の破損、家庭内でのガス漏洩により、引火爆発の危険が極めて高くなる。異臭を感じたらすぐさま退避し警戒筒先の設定を行う。また付近への広報を行う。
- 4) 電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルなどからの漏電に注意し、放水や接近は控える。
- 5) 冷静な判断の下で救える事案に最善を尽くす。

第8項 搜索時の安全管理

行方不明者の搜索活動は、山間部での活動が予想される。個々に安全管理を徹底し消防本部や警察と連携した活動を行う。

1 出動基準

- 1) 市又は消防本部より火災出場要請を受けたとき。
- 2) 消防本部より特別な指示がなければ参集場所は、現地本部とする。

2 搜索活動と安全管理

- 1) トランシーバーなどを活用し連絡体制の確保に努める。

- 2) 決して単独行動はせず、複数名で活動する。消防吏員、警察官を含めた隊で行動するのでその指示に従う。
- 3) 装備が十分でない場合は、傾斜地や転落危険のある場所はさける。
- 4) 飲料水や食料、着替え等を持参する。
- 5) 行方不明者の発見に至った場合は、速やかに現地本部へ連絡し死亡している場合は現場保存に徹する。

第9項 資機材活用時における安全管理

災害現場での活動にあたっては、二次災害を防止するため消防団員の活動時における安全装備は、ヘルメット、ゴーグル、作業着、手袋、安全靴、必要により防火衣を着用して行う。

1 救助活動と安全管理

- 1) 活動スペースを確保し足場の悪い場所、狭い場所では十分に注意する。
- 2) ガラスを破壊する場合は、テープ等により飛散防止する。
- 3) 落下物や崩壊物などによる下敷きが予測される場合は、立入禁止区域の設定、落下物の固定を行い、監視員を配置する。
- 4) 感電事故が予測される場合は、専門業者に依頼し、安全を確保する。
- 5) 危険物の流出、可燃性ガスの漏洩がある場合は、流出の停止措置、ガラスの遮断、希釈、電気の遮断、消火手段の確保、火気の制限などの必要な措置を講じ警戒区域を設定する。
- 6) 一般人や関係者などの危険が予測される場合は、安全な場所に誘導する。
- 7) 要救助者の悪化防止や苦痛の軽減に配慮し、また要救助者の感染防止に配慮し保護などの措置を講じる。
- 8) 団員の安全確保ができない場合は、無理に救助活動をしない。
- 9) ストライカー、手動式油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー、及び担架、応急処置用セット、AED等は十分な訓練を行ってから実施する。

※平成25年12月13日公布、消防団の装備の基準が改正され救助資機材を積載することができることとなった。

第10項 安全管理の徹底

消防団員の災害事故は災害時とは限らない。災害事故のうち、約6割が演習訓練中に発生しており、訓練を行うにあたっては万全を期して技術の習得に努めなければならない。

安全管理対策は前述のとおりであるが、災害は多種多様でありしかも、発生時の気象条件、建物構造、地形等の状況によりその危険度も千差万別である。したがって安全管理は自己管理が基本であることを認識し自らの安全は自ら確保する気構えを持って、いかなる場合も安全行動に徹しなければならない。